

婚姻期間20年で居住用不動産の贈与特例

法制審民法(相続関係)部会、 配偶者の相続分引上げは見送り

法制審議会の民法(相続関係)部会では、民法(相続関係)等の改正に関する要綱案を策定中だ。要綱案では、配偶者保護のための方策として婚姻期間が20年以上である場合、居住用不動産を贈与した場合については、民法903条3項に規定する持戻しの免除の意思表示があったものと推定することとされている。平成28年6月21日に公表された「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」では配偶者の相続分を増やす提案がなされていたが見送られることとなっている。

法定相続分見直しなら影響も中間試案には反対意見が多数

民法部会が公表した中間試案によれば、遺産分割の見直しでは婚姻期間が長期間にわたる場合等、被相続人の財産の形成に対する配偶者の貢献が大きいものと考え、配偶者の相続分を増やす提案がなされていた。

具体的には、(1)被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やす考え、(2)婚姻成立後一定期間が経過した場合に、その夫婦の合意により(被相続人となる一方の配偶者の意思表示により他方の)配偶者の法定相続分を引き上げることを認める考

え方、(3)婚姻成立後一定期間の経過により当然に配偶者の法定相続分が引き上げられるとする考え方の3案である。

仮に法定相続分の見直しが行われることになれば相続税実務に影響を及ぼすことは必至であり注目されていた。

配偶者以外も財産形成に貢献

しかし、中間試案に対しては、「配偶者の相続分を現行制度以上に引き上げなければならないとする立法事実が明らかでない」「被相続人の財産形成に貢献し得るのは配偶者だけではない」「夫婦の関係や配偶者の貢献の

民法の相続法制見直しの契機は非嫡出子の法定相続に関する最高裁決定

法制審議会で相続関係の民法の見直しを行う契機となったのが平成25年9月4日付けの最高裁判所の決定だ。同判決は、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とすると定めていた民法900条4号ただし書の規定について違憲と判断したもの。この違憲判断を受けて民法の一部改正(民法900条4号ただし書を削除)が行われたが、当初、自民党内では、法律婚を尊重する日本の家族制度が崩壊するなどと反対。最終的には政府が相続法制等のあり方について検討を行うことで前述の民法改正に至っている。

【表】持戻し計算の具体例

▼
事例
1

- ・相続人：配偶者Xと子ども2人(Y、Z)
- ・遺産：居住用不動産持分1/2 3,000万円(評価額)、その他の不動産 3,000万円、預貯金 3,000万円
- ・Xに対する贈与：居住用不動産持分1/2 3,000万円(評価額)

(検討)

被相続人死亡時点において遺産は9,000万円分しかないが、贈与された不動産が持戻し計算されるとなると、Xの遺産分割における相続分は、 $(9,000万 + 3,000万) \times 1/2 - 3,000万 = 3,000万$ 円となる。

最終的な取得額は、 $3,000万 + 3,000万 = 6,000万$ 円となり、結局、贈与があった場合とそうでなかった場合とで最終的な取得額に差異がないこととなる。

▼
事例
2

事例1において、前記贈与について持戻し免除の意思表示が認められた場合、Xの遺産分割における取得額は、 $9,000万 \times 1/2 = 4,500万$ 円となる。

最終的な取得額は、 $4,500万 + 3,000万 = 7,500万$ 円となり、贈与がなかったとした場合に行う遺産分割より多くの財産を最終的に取得できることとなる。

(出典：法制審議会民法（相続関係）部会資料15「配偶者の居住権を保護するための方策等」を基に作成)

程度は様々であって、そのような差異を過不足なく反映する制度を設計することは困難」「配偶者の貢献を相続において考慮するためには、一律に配偶者の相続分を引き上げるの

ではなく、遺言や寄与分制度など、他の方法による方が妥当」などの反対意見が多数寄せられており、配偶者の相続分を上げるという見直しについては見送りとなっている。

配偶者は居住用財産分だけ多く取得することが可能

しかし、配偶者の死亡により残された他方の配偶者の生活保障の必要性は高まっていることに配慮。今回の見直しでは婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、居住用不動産の全部又は一部を贈与等した場合については、民法903条3項の持戻しの免除の意思表示があったものと推定する取扱いとする方向となっている。

現行、相続人に対する贈与については、通常、特別受益に当たるものとして、相続（遺産分割）の場面においては、特別受益の持戻し計算を行うことになる（民法903条1項）。この点、持戻し計算を行った場合には、いわゆる超過特別受益が存在する場合を除き、結果的には法定相続分を超える財産の取得をすることはできない。

しかし、被相続人が特別受益の持戻し免除の意思表示をした場合には、特別受益の持戻し計算をする必要はなくなることにより、生前贈与を受けた相続人は、より多くの財産を最終的に取得できることとなる（民法903条3項）（表参照）。今回の見直し案によれば、配偶者は居住用不動産分だけより多くの財産を取得することが可能になる。

税務上も婚姻20年以上で特例

なお、税務上、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合については、基礎控除（110万円）のほかに最高2,000万円まで控除できるという贈与税の特例が手当てされている（相法21条の6）。